

令は適用されなかったこと、②この取扱いは、旧国籍法により、日本人女が外国人と婚姻することにより外国国籍を取得した場合には、日本国籍を喪失し、法律的には外国人となることと同様であること、③朝鮮人と日本人とは、法律上明確に区別されており、この区別が日韓併合時から連合国による占領時に至るまで一貫して維持されていたことから、上記1(2)のように、日本国籍を喪失する「朝鮮に属すべき人」というのは、日本と朝鮮との併合後ににおいて、日本の国内法上で、朝鮮人としての法的地位をもった人で、朝鮮人としての法的地位をもった人というのは、朝鮮戸籍令の適用を受け、朝鮮戸籍に登載された人である旨判示している。

学説においても、本来日本人であった者でも、婚姻により朝鮮戸籍に登載され、法律上は朝鮮人と同視されていた者は、併合当時朝鮮人であった者及びその子孫と同視すべきであるとして、昭和36年最高裁判決の解釈を支持している（江川ほか・前掲213ページ）。

以上によれば、朝鮮に属すべき人は朝鮮戸籍に登載された人であるとの解釈は合理的なものであり、昭和36年最高裁判決が妥当ではないとする原告の主張は理由がない。

(3) 日華平和条約における処理の不整合を指摘する原告の主張は理由がないこと

昭和37年最高裁判決は、台湾人男との婚姻によって内地戸籍から除かれるべき事由の生じた内地人女は、日華平和条約の発効とともに、日本国籍を失う旨判示している。

原告は、昭和37年最高裁判決が台湾人としての法的地位を持った人の日本国籍の喪失時を平和条約の発効日である昭和27年4月28日ではなく、日華平和条約の発効日である昭和27年8月5日としている点において、昭和36年最高裁判決との間に決定的な不整合があり、平和条約の発効により朝鮮人は日本国籍を喪失としたとした昭和36年最高裁判決の論理的破綻が明

らかである旨主張している（訴状第3の2(3)）。

しかしながら、昭和37年最高裁判決は、「当裁判所の判例（昭和三〇年（才）第八九〇号、同三六年四月五日大法廷判決、民集一五巻四号六五七頁）は、日本の国内法上で朝鮮人としての法的地位をもった人は、日本国との平和条約発効により、日本の国籍を喪失したものと解している。その法理は、日本の国内法上台湾人としての法的地位をもつた人についても、これを異にすべき理由はない。ただ、台湾人としての法的地位をもった人は、台湾が日本国と中華民国との間の平和条約によって、日本国から中華民国に譲渡されたのであるから、昭和二七年八月五日同条約の発効により日本の国籍を喪失したことになるのである。」と判示している。これは、台湾人としての法的地位を有する者も、朝鮮人としての法的地位を有する者と同様に、平和条約の発効により日本国籍を喪失するものと解していることを意味するものであり、ただ、日華平和条約が締結されることにより日本国籍喪失の時期を同条約の発効日であるとしているのにすぎない。

したがって、昭和36年最高裁判決と昭和37年最高裁判決との間で日本国籍の喪失の時期が異なることを理由として、両最高裁判決の間に決定的な不整合があり、昭和36年最高裁判決の論理的破綻が明らかであるとする原告の主張は理由がない。

(4) 北方領土問題における処理との矛盾を指摘する原告の主張は理由がないこと

原告は、旧樺太土人が平和条約により日本国籍を喪失しておらず、また、それを前提とした下級審審判があることを理由として、昭和36年最高裁判決を論難する（訴状第3の2(4)）。

しかしながら、そもそも、最高裁判決に反する下級審裁判例が存在するからといって、当該最高裁判決が論難されるべきものではないことは当然であるから、仮に、原告が指摘する下級審審判が昭和36年最高裁判決と矛盾し

ていたとしても、そのことをもって、昭和36年最高裁判決が非難されるべきものではない。

また、原告が引用する下級審審判は、ソビエト社会主義共和国連邦が旧権太土人に同国の国籍を付与しておらず、むしろ無国籍の日本人と取り扱っていることがうかがえることに加えて、平和条約により日本が旧権太土人に対する対人主権を放棄したものと積極的に解する根拠もないことという、朝鮮人及び台湾人とは異なる、旧権太土人独自の事情を踏まえた上で、旧権太土人は平和条約によって日本国籍を喪失していないと判示しているもので、昭和36年最高裁判決との間で矛盾はない。

実際、権太及び千島列島の領土権の帰趨や旧権太土人の帰属国の問題は、朝鮮人におけるそれとは異なる歴史的、外交的経緯を経てきたものであるから、平和条約発効による効果が、朝鮮人と旧権太土人との間で異なることになろうとも、何ら問題はない。

なお、大韓民国においては、後記(6)のとおり、平和条約発効により日本国籍を喪失した者は直ちに韓国国籍を有することが認められていた。

したがって、旧権太土人については、朝鮮人の場合と事情が異なるのであるから、旧権太土人が平和条約によって日本国籍を喪失していないことが昭和36年最高裁判決を論難する根拠になるものではない。

(5) 昭和36年最高裁判決の判示内容は、過去に日本が締結した領土変更を伴う条約と整合していない旨の原告の主張は理由がないこと

原告は、①権太千島交換条約が交換地の住民に従来の国籍を保有し得ることを定め、同条約附録条約が原住民に対して国籍選択権を与えていていること、②下関条約（日清媾和条約）が日本へ割譲される遼東半島、台湾、澎湖諸島の住民が2年以内に不動産を処分して退去しない場合、退去しない住民を日本国民とみなす旨の規定を置いていることを根拠として、領土の変更に伴い国籍の変動が生じる場合には条約に明文が置かれるという命題があり、これ

が日本における先例であるとして、昭和36年最高裁判決が、過去の日本が関与する領土変更を伴う条約における先例と整合していない旨主張している（訴状第3の2(5)）。

しかしながら、領土の変更に伴う国籍の変動については、国際法上で確定した原則はないのであり（昭和36年最高裁判決），条約で国籍の変動について明文の規定を置かなかったからといって、条約の発効により国籍の変動が生じないということはできない。すなわち、原告が主張するような命題ないし先例があるということはできない。そして、樺太千島交換条約及び下関条約が国籍の変動について明文の規定を置いているのに対し、平和条約には国籍の変動について明文の規定を置いていなかったところ、昭和36年最高裁判決は、上記のとおり、国籍の変動について平和条約の合理的な解釈をしたのである。

したがって、この点についての原告の主張も理由がない。

(6) 平和条約により日本国籍を喪失した朝鮮人が無国籍状態となる旨の原告の主張は誤りであること

原告は、平和条約が大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を当事国としない条約であったことを理由に、平和条約により日本国籍を喪失した朝鮮人が無国籍状態となるとして昭和36年最高裁判決を論難する（訴状第3の2(6)）。

しかしながら、大韓民国においては、南朝鮮過渡政府が国籍に関する臨時条例（1948年5月11日法律第11号）を制定し、「外国の国籍又は日本の戸籍を取得した者であつてその国籍を拠棄するか又は日本の国籍を離脱する者は檀紀4278年（引用者注：昭和20年）8月9日以前に朝鮮の国籍を回復したものと看做す」（乙第2号証）として、平和条約の発効により日本国籍を喪失した者は直ちに韓国国籍を有するものとしている。すなわち、朝鮮人の場合には、平和条約発効により日本国籍を喪失したからといって、

無国籍状態になるものではないから、この点についての原告の主張は、前提を欠くもので失当である。

4 慰謝料請求権に関する原告の主張は理由がないこと

原告は、日本国籍を喪失したことについて慰謝料請求をしており、これは、国家賠償法（以下「国賠法」という。）に基づく請求であると解されるところ、公務員のどの行為について国賠法上違法であると主張するものか明確ではないが、本件通達の発出行為について、国賠法上違法であると主張するものと解される。

しかしながら、上記2で述べたとおり、原告が（出生により日本国籍を取得したとして）その後日本国籍を喪失したのは、平和条約の発効によるもので、本件通達によるものではないから、原告の日本国籍喪失について、本件通達の発出行為が国賠法上違法と評価されることはない。

したがって、原告の慰謝料請求に関する主張も、その前提を欠くもので理由がない。

第4 結語

以上のとおり、原告の請求はいずれも理由がないから、すみやかに棄却されるべきである。

第5 求証明

原告の父金晶及び母姜息粉が、1950年当時、朝鮮戸籍令の適用を受け、朝鮮戸籍に登載されていることを裏付ける資料を書証として提出されたい。